

建設業許可

2017年度までに100%

社会保険加入は必須です

◇5年間をかけて強制加入進めています
国土交通省は、建設業者の社会保険未加入問題の対策にのり出しました。2017年度までに建設業許可業者は100%社会保険に加入し、それ以降、元請け業者は未加入の下請け業者と契約しない、未加入の作業員を現場に入れないなど徹底したことになります。

国土交通省は法人や個人業者で従業員が5人以上いる建設業許可業者の厚生年金、建設国保を含む健康保険、雇用保険への強制加入を5年間かけて行います。

未加入者は平成24年7月から公共事業の受注に必要な経営事項審査の減点幅が拡大され、平成24年11月からは建設業許可・更新時の社会保険加入状況を記載した書面の提出、施工体制台帳に保険加入状況の記載が求められています。

(1) 経営事項審査の項目と減点幅について

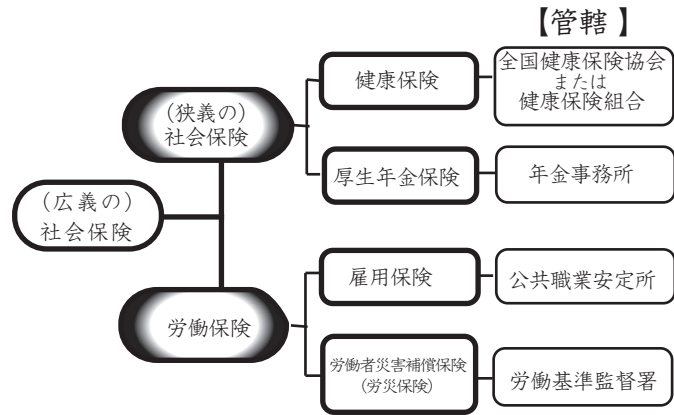
建設業者が公共工事の入札に参加するためには、経営事項審査を受ける必要がありますが、このとき健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入していないと評点を減点されることとなります。

社会保険加入状況に関する審査項目は、平成24年7月からは「健康保険及び厚生年金保険未加入」を「健康保険未加入」と「厚生年金保険未加入」に分割し、「雇用保険未加入」「健康保険未加入」「厚生年金保険未加入」の3項目としています。

また、社会保険に未加入だった企業に対する減点幅も改正され、これまで雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険すべてに加入していない企業には各項目につき30点ずつ減点し、最大でマイナス60点としていましたが、改正により、各項目につきマイナス40点とし、最大減点数を120点に倍増しています。

(2) 保険未加入企業に対する加入指導の実施について

新規・更新等の建設業許可申請書は、平成24年11月からは新たに様式が定められ、3保険の加入状況の記載が必要です。



申請者が保険に加入していないことが確認された場合、国や都道府県の建設業担当部局が加入指導等を行います。

また、施工体制台帳に保険加入状況を記載することも義務づけられました。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請け契約の総額が3,000万円以上（「建築一式工事」の場合は4,500万円以上）となる特定建設業者は、施工体制台帳の作成が義務づけられており、下請けや孫請けなど工事を請け負うすべての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載します。この施工体制台帳に保険加入状況の記載が必要となります。下請企業は、元請企業による施工体制台帳の作成に資するため、再下請先の企業の保険加入状況等を特定建設業者に通知（再下請通知）することとなります。

なお、国や都道府県の建設業担当部局は、営業所や工事現場へ立ち入り検査によって、施工業者の保険加入状況を確認し、併せて元請企業の下請企業（孫請などを含む）に対する指導状況の確認を実施します。

*全中連(協)大阪中小企業経営センター 会報 平成28年新年号より転載させていただきました。

日本郵便は公共料金の請求書など重要な情報をインターネット上で個人に送るサービス「電子郵便箱」を14日から始める。銀行からの郵便物や企業からの株主総会の招集通知も手軽に確認できるようにする。同社が配達する郵便物数は年々減っており、新たな取り組みで代替する狙いがある。名称は「マイポスト」。

日本郵便が14日に立ち上げるインターネットサイトに必要情報などを入力すれば、個人登録できる。基本的な仕組みはクラウド型メールサービスと同様。利用者が日本郵便のサイトで自身のページを開き、企業から送られてきた情報を確認する。個人の受け取りは無料だ。

通常のメールサービスと違うのは日本郵便が厳格に本人確認するなどセキュリティを高めた点で、これまで電子メールでは送りにくかった重要情報も送ることができる。日本郵便と契約した企業や自治体は、紙の郵便物を送るより割安な価格で必要な情報を個人向けに送ることができる。

まず福島県会津若松市が14日から地域情報を配信する。今春以降、三井住友信託銀行が証券代行業務を受託している企業の株主総会の招集通知を「電子郵便箱」に送るほか、関西電力なども情報配信を始める。

日本郵便
1月14日から
下

電子郵便箱

新サービス登場!

ネット上に

日本経済新聞1月14日朝刊から

事業再生なら鈴木相談

第14回 倒産が減り、脱税が増えている

事業再生コンサルタント 鈴木 廣彦

TEL:052-526-6506
FAX:052-526-6508



地域別倒産件数推移（1～12月の年間倒産件数）

	全国	東京	大阪	愛知
2007年	14,091	2,523	2,059	671
2008年	15,646	2,900	2,148	718
2009年	15,480	3,005	2,375	788
2010年	13,321	2,686	2,073	756
2011年	12,734	2,506	2,029	876
2012年	12,124	2,470	1,711	789
2013年	10,855	2,253	1,461	730
2014年	9,731	1,909	1,372	586

2008～9年（8年9月にリーマンブラザーズが破たん）をピークに、倒産件数は毎年減少し続けてきた。2015年も年間では8,800件くらいにおさまりそうです。2008年に比べおよそ半分近くまで倒産件数が減っているのですから驚きです（メーカーが多い愛知県のみ70%くらいの件数にとどまっており、回復が遅れているようです）。

2009年12月～2013年3月の円滑化法が終わったあとも、金融庁の銀行に対する指導の効果が続いている結果といえます。

一方、架空の外注費を計上して法人税をごまかす脱税が零細企業にまで増えています。特に特需のある業界には国税庁の目が光っていますので注意しないとけません。業績がよくなったからと言って、土地を買ったり建物を建てたりするのは慎重にしましょう。回収期間の短い機械投資など、売り上げ増やコストダウンに効果ある設備投資などを考えましょう。



知って得する司法書士実務

第6話「成年後見制度」

TEL:0568-35-7161

司法書士 林 清忠

FAX:0568-35-7162

「成年後見制度」といっても、「任意後見制度」や「法定後見制度」があり、「法定後見制度」には「補助類型」「保佐類型」「後見類型」があります。あまり法律に詳しくない人からすると、これだけでも混乱してしまいます。私も司法書士ですが、「成年後見制度」にはあまり積極的関与しているとは言えませんが、「法定後見制度」の「後見類型」で、「後見開始申立書」の作成については、何度かお手伝いをさせていただいたことがあります。

解りやすく具体例で言うと、『認知症で意思表示ができない父がいて、長男の私が成年後見人になるのだが、書類の作成が思った以上に面倒だし、証券会社（相手先金融機関）も「早く後見人を選任してくれ。」とうるさいので、急いで書類を作成してくれないか?』

という話です。何度かお手伝いをさせていただきましたが、ほとんどこの様な話です。決して好ましくはないのですが、手続きが面倒すぎて、進んでこの制度を利用しようとする人が多くないのかもしれない。手続きは、提出する資料の収集から始まって、主治医の診断書も取得し、さらに、裁判所での面接もあります。急いでやっても2～3か月はかかるかと思えます。この手続きをお考えになったことがある方は、どこかで一度は説明を受けたことがあるのかもしれない。非常に面倒ですが、手続きをあまりにも簡単にしてしまうと、悪用されてしまいますので、やむを得ないこととも思います。

ひそみ なら De・スタート

倫理研究所発行の「職場の教養」一月号からp.22

心構え

幼少の頃から才覚を発揮し、周囲からも将来を囁望された左内は、著書「啓発録」の中で、己の心身を磨き高めるために五つの心構えを説いています。

- ① 「稚心をされ」 …… 甘えた心を捨てる。
- ② 「気を振え」 …… 怠け心を捨てる。
- ③ 「志を立てよ」 …… 志を立て行動を起こす。
- ④ 「学を勉めよ」 …… 学問に励む。
- ⑤ 「交友を扱ふ」 …… 磨き合う友を選ぶ。

高い志と実行力を兼ね備えた左内は、その後、多くの知己を得ながら、新しい時代の幕開けに、一石を投じる存在となりました。その生き様は、現代を生きる社会人にも、大切な心の構え方を教えてくれます。自分を律する強い心を持ち、日々の業務に精励していきなさい。